

第5号議案

武蔵工業大学 柏門技術士会 会則・細則 改訂(案)

(平成15年9月20日 制定)

(平成17年10月8日一部改訂)

(平成20年10月11日一部改訂)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「武蔵工業大学 柏門技術士会」と称する。

(目的)

第2条 本会は下記の目的をもって設立する。

本会は、武蔵工業大学並びにその前身校（以下、本学という）を卒業した技術士、技術士補及び修習技術者（J A B E E認定課程終了者）で構成し、会員相互の交流、研鑽に併せて本学の教育、研究への協力、支援、発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 技術士継続研鑽（CPD）に関する講演会、見学会、研究会の開催。
- (2) 本学の学生、大学院生及び卒業生への技術士第一次試験・第二次試験の受験並びに資格登録に関する支援。
- (3) 修習技術者に対する資格登録及び技術士第二次試験受験に関する支援。
- (4) 本学の教育・研究の場において、実務経験に基づく教育・研究への協力・支援。
- (5) 本学の産官学連携や生涯学習への支援。
- (6) (社)日本技術士会が行う事業への協力・支援。
- (7) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を本学世田谷キャンパスに置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、個人会員、賛助会員（個人、企業）で構成する。個人会員は、本学を卒業した技術士、技術士補、修習技術者及び理事会が承認した者とし、(社)日本技術士会の会員であるか否かは問わない。賛助会員（個人、企業）は本会の目的に協賛されるもので理事会が承認したものとする。

(入会)

第6条 別途、細則に定める規定によるものとする。

(会費)

第7条 別途、細則に定める規定によるものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会)

第9条 別途、細則に定める規定によるものとする。

(除名)

第10条 別途、細則に定める規定によるものとする。

(会員原簿)

第11条 本会に会員原簿を備え、会員の資格を取得した者があるときはこれを原簿に記載し、会員の資格を失った者があるときはこれを原簿から抹消する。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理事	15名以上 60名以内
監事	2名

2. 役員は、本会の会員でなければならない。
3. 名誉会長、会長、副会長、事務局長は、理事を兼ねるものとする。
4. 監事は、専任とし、理事との兼務は出来ないものとする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選出する。

2. 名誉会長は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
3. 会長は、理事の互選により選出する。
4. 副会長、事務局長は会長の指名により選出する。
5. 役員に欠員が生じたときの補充は、理事会において決定する。この場合、会長はその結果を次期総会に報告しなければならない。

(職務)

第14条 名誉会長は、本会活動の重要事項について会長の諮問に応じ、または総会、理事会、運営委員会等に出席して意見を述べる事ができる。

2. 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、理事会及び運営委員会の議長を務める。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
4. 事務局長は、当会の事務局の活動を統括する。
5. 理事は、理事会を組織して本会の重要事項を審議・決定し、会の活動を運営する。
6. 監事は、本会の経理状況及び活動の執行状況を監査する。また監事は、総会、理事会、運営委員会等に出席して、意見を述べる事ができる。

(任期)

第15条 役員任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。欠員の補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(最高顧問、顧問、相談役)

第16条 本会に、最高顧問、顧問、相談役を置くことができる。

2. 最高顧問、顧問、相談役は本会の活動に賛同し、本会の発展・拡大に協力する個人とする。
3. 最高顧問、顧問、相談役は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
4. 最高顧問、顧問、相談役は本会の活動に関する重要事項について、会長の諮問に応じ、または総会、理事会、運営委員会等に出席して、意見を述べる事ができる。
5. 相談役は、最高顧問、顧問、会長経験者及び本会の発展に顕著なる貢献者に委嘱する。

(報酬)

第17条 役員及び最高顧問・顧問・相談役は無報酬とする。

第4章 会 議

(種類)

第18条 本会の会議は、総会、理事会及び運営委員会とする。

2. 総会は、会員をもって構成する。
3. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
4. 通常総会は、年1回の開催とする。
5. 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。
6. 理事会は、理事をもって構成し、1年に1回の開催を原則とし、必要に応じ、随時開催する。
7. 運営委員会は、会長、副会長、事務局長及び各委員会委員長をもって構成し、1月1回の開催を原則とし、必要に応じ随時開催する。

(招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第20条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
 - (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
 - (3) その他、総会における議決が必要と認められた重要事項
2. 理事会は、この会則に定めるものの他、次の事項を決定する。
- (1) 臨時総会に提案する諸事項
 - (2) その他、会長が必要と認めた事項
3. 運営委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 本会運営に関する重要事項
 - (2) 別に定める支部、部会、委員会等に対する活動の支援及び調整

(会議の成立)

第21条 総会は、年会費納入者の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、また理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、それぞれ成立する。

(議決)

第22条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数を以って決する。

(支部、部会、委員会等)

第23条 本会の目的を達成するために必要であると認めるときは、理事会の議決を経て、本会に支部、部会、委員会等を設置することができる。これらの活動に関する規定は細則に定める。

第5章 資産、会計及び事務局

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

(帳簿)

第26条 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員原簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費、寄付金等収入簿
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第27条 会長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、理事会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 剰余金処分案又は欠損金処分案

(予算)

第28条 会長は、毎年度、次年度に係わる次の書類を作成し、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

(事務局)

第29条 本会の事務処理のため、事務局を置く。

第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第30条 この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会における審議を経て総会の議決により決定する。

(解散)

第31条 本会は、理事会の議を経て総会の議決により解散することができる。

2. 解散時に剰余金及び残余資産あるときは、これを本学に寄付する。

第7章 補 則

第32条 この会則に必要な細則は、理事会において定める。

第8章 附 則

1. この会則は、本会設立の日（平成15年9月20日）から施行する。
2. 本会の最初の会計年度は、第25条の規定に係わらず、本会設立の日に始まり平成16年8月31日に終わる。
但し、本会の設立に必要な準備に支弁した経費は会の経費としてこれを経理する事ができる。
3. 平成21年4月1日、本学の校名変更に伴い第1条の名称は東京都市大学 柏門技術士会に変更する。

武蔵工業大学 柏門技術士会 細則 改訂(案)

(平成15年9月20日 制定)
(平成17年10月8日一部改訂)
(平成20年10月11日一部改訂)

第1章 総則

- 第1条 会則第32条の規程によりこの細則を定める。
第2条 この細則の制定及び変更は、理事会において承認されるものとする。

第2章 会員

- 第3条 本学を卒業した者で技術士、技術士補の登録を済ませた者及び修習技術者は原則として会員として登録される。
第4条 会員は、事務局の要請により会員原簿に所要事項を記入し事務局に報告するものとする。
第5条 会員名簿は、本会事務局に保管する。
第6条 会員名簿は、会員相互のネットワークを構築し、交流・研鑽に有効に活用する為に会員の要請により公開する。ただし、会員の個人情報を守る為に如何なる非会員（組織・個人）にも公開しないものとする。
第7条 理事会において、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は会員名簿から、その名前を抹消され会員の資格を失うものとする。
第8条 会費は次の通りとし、郵便振込または銀行振り込みを原則とする。ただし、最高顧問、顧問、相談役は会費を徴収しない。
個人会員：技術士、技術士補 年額 5,000円、 修習技術者： 無料、 賛助会員：年額 50,000円以上

第3章 事務局

- 第9条 会則第29条の規程により、事務局を下記に置く。
住所 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号
武蔵工業大学 工学部 都市工学科事務室

- 第10条 事務局は、総会及び理事会に関する事務、各委員会の調整、金品の出納・保管・財務関係、一般経理のほか、他に属さない一般庶務に関する事項を処理する。

第4章 会務分掌その他

- 第11条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。

委員会名	分掌事項
総務委員会	会則、細則、規則等の制定・改訂などの原案作成、会員名簿の作成と発行、総会の企画と運営、財務管理、委員会等の運営支援
広報委員会	対外PR、会報の企画、編集及び発行、その他
産学交流委員会	産学官交流、情報収集、その他の企画と運営
教育委員会	技術士、技術士補の受験指導、特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営
企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、その他の関連組織との交流と情報交換

- 第12条 委員長は会長の任命により決定し、その結果を理事会に報告するものとする。委員は、委員長の推薦を受けた会員とし、委員長はこれを理事会に報告するものとする。
第13条 委員長は、業務遂行上必要あるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
委員長は、委員会の所掌事務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代理する。
第14条 委員長は、委員会の規約と行動計画を作成し、委員会の承認を得る事、またその行動結果を理事会において報告するものとする。
第15条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
第16条 委員会は委員長が召集する。
第17条 委員長は委員会出席者に対し、出席1回につき 円の交通雑費を支払う。
(金額は運営委員会において別途、定めるものとする)

(以上)